

東日本大震災復興支援理科教育助成 2015

<募集要項>

平成 27 年 4 月

公益財団法人 新技術開発財団

1. はじめに

2011 年の東日本大震災により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

科学技術立国を目指すわが国において次代を担う科学技術人材の育成は非常に重要なことです。小中学生に科学の大切さや工夫の面白さを体験してもらうことで、理科への興味を引き出し、理科系人材の育成につなげていくために、新技術開発財団では市村アイデア賞及びキッズ・フロンティア・ワークショップを実施しています。

学校現場では平成 23 年度からの新指導要領全面実施を受け、科学技術の土台である理科教育の充実を目指し、理科の授業時間や観察・実験等の体験的学習の充実や実験器具・教材の整備・充実を推進されていますが、東日本大震災で多数の小中学校が被災し新指導要領による理科の授業が停滞する恐れがあり、この停滞を防ぐため新技術開発財団では被災県の小中学校を対象に標記の助成を平成 23 年より実施しております。今年度（平成 27 年度）も以下の要領で実施致します。

2. 助成対象

東日本大震災で被災した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災地域その他政令で定める地域（4 頁参照）にある小中学校で、以下の様な学校が対象です。

1. 授業を自校で行っているが、理科設備（理科実験器具、設備、少額設備、消耗品等）が不足している学校
2. 自校が被災し、仮校舎で授業を行っており、理科設備（理科実験器具、設備、少額設備、消耗品等）が不足している学校
3. 自校の被災の程度はそれほど大きくないが、被災校の生徒を受け入れており、理科設備（理科実験器具、設備、少額設備、消耗品等）が不足している学校
4. 他校に間借りしている学校で理科設備（理科実験器具、設備、少額設備、消耗品等）が不足している学校

但し上記に該当する学校でも、当財団の理科教育助成 2011・2012・2013・2014 の助成校は対象外です。

3. 助成金

(1) 本年度助成額は総額2,000万円を上限として、1校あたりの助成額は25万円を上限として80校程度への助成を予定しております。ただし、状況によっては1校あたりの助成額及び助成学校数を変更する場合があります。同じ学校が2回助成を受けることはできません。

(2) 本助成は融資ではありません。

※助成決定後、学校指定の口座に助成金を振込みます。助成金交付後、平成27年11月末までに中間報告書を、平成28年3月20日までに最終報告書を提出していただきます。

※目的以外の使用があった場合は助成金の返還を求めることがあります。

4. 提出書類

申請にあたっては、別途定める申請書に記入し提出してください。記入に際しては申請書記入要領をご参照ください。提出された書類は返却いたしません。

5. 募集

(1) 募集案内

本年4月初旬に、該当する県教育委員会、市町村の教育委員会に案内をいたします。また、当財団のホームページでも案内します。申請書様式など申請関連書類は当財団のホームページからダウンロードしてご利用ください。

(2) 申請受付期間

申請書類は市町村の教育委員会が、申請を希望する管轄下の学校の申請書を取りまとめて新技術開発財団に送付して頂くか、各学校から直接応募してください。

申請受付期間は以下の通りです。

平成27年5月10日～6月10日（必着）

6. 審査および結果の通知

当財団に設けた審査委員会において、慎重かつ厳正に審査し、理事会において決定されます。審査結果は、助成が採択された学校及び学校が所在する県教育委員会、市町村教育委員会に平成27年7月下旬に文書により通知いたします。助成が採択されなかった場合は該当する学校の学校長宛てにその旨文書で通知いたします。

なお、審査の経過や審査内容に関する問い合わせには一切応じることはできません。

7. 公表

採択された学校名を当財団のホームページに掲載します。

8. 助成決定から助成金交付までの流れ

- (1)採択された学校には新技術開発財団から文書で通知をいたします。
- (2)助成金交付に際し以下の書類の作成をお願いいたします。
 1. 覚書の作成及び送付：助成金の交付に際し新技術開発財団との間で覚書を取り交わしていただきます。
 2. 助成金振込依頼書の作成及び送付

9. 助成金交付

平成27年8月下旬に、助成金交付を予定しています。助成金は連絡いただきました、ご指定の金融機関に振り込みます。

10. 助成対象校の義務等

- (1)助成対象校は、原則として助成金を振り込む口座を金融機関に開設（既設でも可）していただきます。学校での開設が難しい場合は、市町村の教育委員会が口座を開設（既設でも可）する事も可とします。金融機関は銀行、ゆうちょ銀行、JA、信用金庫等の公的金融機関であれば、いずれでも可です。
- (2)原則として学校長あるいは学校長が指名した担当者に責任を持って助成金を管理していただきます。学校での管理が難しい場合、市町村の教育委員会での管理も可とします。
- (3) (2)の管理責任者は助成金の使途を明確に記録すると共にその使途を示す領収書等を添付して後日報告書を新技術開発財団に提出する義務を有します。
また必要に応じて新技術開発財団のヒアリングを受ける義務を有します。

問い合わせ等ある場合は以下の連絡先をお願いいたします。

■申請書提出先、問合せ先

公益財団法人 新技術開発財団

〒143-0021 東京都大田区北馬込1-26-10

電話(03)3775-2021

FAX(03)3775-2020

<http://www.sgkz.or.jp>

E-mail での問合せは、zaidan-mado@sgkz.or.jp へ

【添付】「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める
 特定被災区域その他政令で定める地域（平成24年2月22日付け）

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町 古河市 結城市 坂東市
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町 足利市 佐野市
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町 野田市 柏市 匝瑳市 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村
埼玉県	久喜市